

◎佐賀県条例第4号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～110 略					1～110 略				
111 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付	歯科技工士国家試験合格証明書の交付を受けようとする者	歯科技工士国家試験合格証明書の交付手数料	3,000円	交付申請のとき	111及び112 削除				
112 削除					113～207 略				
113～207 略					113～207 略				
208 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う水質関係試験検査	水質関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター水質関係試験検査手	1項目又は1件につき24,320円以内で規則で定める額	検査を依頼するとき	208 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う水質関係試験検査	水質関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター水質関係試験検査手	1項目又は1件につき24,770円以内で規則で定める額	検査を依頼するとき

改正前					改正後				
		数料					数料		
209 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う大気（悪臭を含む。以下この号において同じ。）関係試験検査	大気関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター大気関係試験検査手数料	1項目につき17,640円以内で規則で定める額	検査を依頼するとき	209 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う大気（悪臭を含む。以下この号において同じ。）関係試験検査	大気関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター大気関係試験検査手数料	1項目につき17,960円以内で規則で定める額	検査を依頼するとき
210 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う底質関係試験検査	底質関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター底質関係試験検査手数料	1項目又は1件につき34,380円以内で規則で定める額	検査を依頼するとき	210 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う底質関係試験検査	底質関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター底質関係試験検査手数料	1項目又は1件につき35,020円以内で規則で定める額	検査を依頼するとき
211 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う魚貝類関係試験検査	魚貝類関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター魚貝類関係試験検査手数料	1項目につき26,410円以内で規則で定める額	検査を依頼するとき	211 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う魚貝類関係試験検査	魚貝類関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター魚貝類関係試験検査手数料	1項目につき26,900円以内で規則で定める額	検査を依頼するとき
212～249の2 略					212～249の2 略				

改正前					改正後				
249の2の2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項本文に規定する犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取りを求める者	犬猫引取り申請手数料	(1) 略 (2) 知事指定場所以外での引取り 次に掲げる生後日数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 生後日数91日以上 1頭につき 4,100円 イ 生後日数90日以下 犬10頭まで又は猫10頭までごとに 4,100円	引取り申請のとき	249の2の2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項本文に規定する犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取りを求める者	犬猫引取り申請手数料	(1) 略 (2) 知事指定場所以外での引取り 次に掲げる生後日数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 生後日数91日以上 1頭につき 4,200円 イ 生後日数90日以下 犬10頭まで又は猫10頭までごとに 4,200円	引取り申請のとき
249の3～251 略					249の3～251 略				
252 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項ま	食鳥のとさつ又は内臓検査を受けようとする者	食鳥検査手数料	1羽につき3円。ただし、次に掲げる検査は、1羽につき4円とする。 (1)～(5) 略	<u>検査を受けようとするとき</u>	252 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項ま	食鳥のとさつ又は内臓検査を受けようとする者	食鳥検査手数料	1羽につき3円。ただし、次に掲げる検査は、1羽につき4円とする。 (1)～(5) 略	<u>検査が終了したとき</u>

改正前					改正後				
での規定に基づく食鳥の検査					での規定に基づく食鳥の検査				
253～302 略					253～302 略				
303 佐賀県農業試験研究センター、佐賀県上場営農センター又は佐賀県茶業試験場（以下この号において「農業試験研究センター等」という。）において依頼を受けて行う肥料・土壌、かんがい水又は農産物の分析	肥料・土壌、かんがい水又は農産物の分析を依頼する者	農業試験研究センター一等分析手数料	次に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ1件1成分につき次に定める金額 (1) 定性分析（酸度検定を含む。） 1,010円 (2) 定量分析 次に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 肥料・土壌分析 次に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	分析を依頼するとき	303 佐賀県農業試験研究センター、佐賀県上場営農センター又は佐賀県茶業試験場（以下この号において「農業試験研究センター等」という。）において依頼を受けて行う肥料・土壌、かんがい水又は農産物の分析	肥料・土壌、かんがい水又は農産物の分析を依頼する者	農業試験研究センター一等分析手数料	次に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ1件1成分につき次に定める金額 (1) 定性分析（酸度検定を含む。） 1,030円 (2) 定量分析 次に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 肥料・土壌分析 次に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	分析を依頼するとき

改正前				改正後			
			(ア) 水素 イオン濃 度分析 <u>1,010円</u>				(ア) 水素 イオン濃 度分析 <u>1,030円</u>
			(イ) 電気 伝導度分 析 <u>1,010 円</u>				(イ) 電気 伝導度分 析 <u>1,030 円</u>
			(ウ) 一般 成分分析 <u>2,670 円</u>				(ウ) 一般 成分分析 <u>2,720 円</u>
			(エ) 水分 分析 <u>1,350円</u>				(エ) 水分 分析 <u>1,380円</u>
			(オ) 塩基 交換容量 分析 <u>2,670円</u>				(オ) 塩基 交換容量 分析 <u>2,720円</u>
			イ かんがい 水分析 次 に掲げる分 析の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額				イ かんがい 水分析 次 に掲げる分 析の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額
			(ア) 水素				(ア) 水素

改正前					改正後				
			イオン濃度分析 1,010円 (イ) 電気伝導度分析 1,010円 (ウ) 一般成分分析 2,670円 ウ 農産物分析のうち一般成分分析 4,220円				イオン濃度分析 1,030円 (イ) 電気伝導度分析 1,030円 (ウ) 一般成分分析 2,720円 ウ 農産物分析のうち一般成分分析 4,300円		
304～313 略					304～313 略				
314 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく講習会の開催	講習会を受講しようとする者	家畜人工授精等講習手数料	(1) 略 (2) 家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会 1回につき 64,000円(家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省	受講申込みのとき	314 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく講習会の開催	講習会を受講しようとする者	家畜人工授精等講習手数料	(1) 略 (2) 家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会 1回につき 65,000円(家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省	受講申込みのとき

改正前					改正後				
			令第96号) 第24条の2第3項に規定する者にあつては、32,000円)				令第96号) 第24条の2第3項に規定する者にあつては、32,000円)		
315～327 略					315～327 略				
328 佐賀県畜産試験場において依頼を受けて行う飼料の定量分析	飼料の定量分析を依頼しようとする者	佐賀県畜産試験場飼料定量分析手数料	次に掲げる検体の区分に応じ、それぞれ1検体につき次に定める金額 (1) 粗たん白質 <u>1,340円</u> (2) 粗脂肪 <u>1,930円</u> (3) 粗繊維 <u>1,320円</u> (4)・(5) 略	分析を依頼するとき	328 佐賀県畜産試験場において依頼を受けて行う飼料の定量分析	飼料の定量分析を依頼しようとする者	佐賀県畜産試験場飼料定量分析手数料	次に掲げる検体の区分に応じ、それぞれ1検体につき次に定める金額 (1) 粗たん白質 <u>1,400円</u> (2) 粗脂肪 <u>2,000円</u> (3) 粗繊維 <u>1,400円</u> (4)・(5) 略	分析を依頼するとき
328の2 佐賀県畜産試験場において依頼を受けて行う牛の体内受精卵の採取及び凍結	牛の体内受精卵の採取及び凍結を依頼しようとする者	佐賀県畜産試験場牛体内受精卵採取等手数料	1回につき <u>36,000円</u>	採取等を依頼するとき	328の2 佐賀県畜産試験場において依頼を受けて行う牛の体内受精卵の採取及び凍結	牛の体内受精卵の採取及び凍結を依頼しようとする者	佐賀県畜産試験場牛体内受精卵採取等手数料	1回につき <u>37,000円</u>	採取等を依頼するとき

改正前					改正後				
328の3 佐賀 県畜産試験場 において依頼 を受けて行う 牛の生体卵子 の吸引、体外 授精及び凍結	牛の生体 卵子の吸 引、体外 授精及び 凍結を依 頼しよう とする者	佐賀県 畜産試 験場牛 生体卵 子吸引 等手数 料	1 回 に つ き <u>61,000円</u>	吸引等 を依頼 する とき	328の3 佐賀 県畜産試験場 において依頼 を受けて行う 牛の生体卵子 の吸引、体外 授精及び凍結	牛の生体 卵子の吸 引、体外 授精及び 凍結を依 頼しよう とする者	佐賀県 畜産試 験場牛 生体卵 子吸引 等手数 料	1 回 に つ き <u>63,000円</u>	吸引等 を依頼 する とき
329～377 略					329～377 略				
					377の2 所有 者不明土地の 利用の円滑化 等に関する特 別措置法（平 成30年法律第 49号）第10条 第1項の規定 に基づく土地 使用権等の取 得についての 裁定の申請又 は同法第19条 第1項の規定 に基づく土地 等使用権の存 続期間の延長	土地使 用権等 の取得 につい ての裁 定又は 土地 等使用 権の存 続期間 延長に ついて の裁定 を申請 する者	土地使 用権等 取得裁 定又は 土地等 使用権 存続期 間延長 裁定申 請手 数料	(1) 損失の補 償金の見積額 が10万円以下 の 場 合 <u>27,000円</u> (2) 損失の補 償金の見積額 が10万円を超 え100万円以 下の 場 合 <u>27,000円に損 失の補償金の 見積額の10万 円を超える部 分が5万円に 達するごとに 2,700円を加</u>	裁定申 請のと き

改正前	改正後			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1128 272 1406 1364"> <p><u>についての裁定の申請に対する審査</u></p> </td> <td data-bbox="1408 272 1666 1364"></td> <td data-bbox="1668 272 2022 1364"> <p><u>えた金額</u> (3) <u>損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合</u> <u>75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金額</u> (4) <u>損失の補償金の見積額が500万円を超え2,000万円以下の場合</u> <u>211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた金額</u></p> </td> </tr> </table>	<p><u>についての裁定の申請に対する審査</u></p>		<p><u>えた金額</u> (3) <u>損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合</u> <u>75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金額</u> (4) <u>損失の補償金の見積額が500万円を超え2,000万円以下の場合</u> <u>211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた金額</u></p>
<p><u>についての裁定の申請に対する審査</u></p>		<p><u>えた金額</u> (3) <u>損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合</u> <u>75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金額</u> (4) <u>損失の補償金の見積額が500万円を超え2,000万円以下の場合</u> <u>211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた金額</u></p>		

改正前		改正後				
				額 (5) 損失の補償金の見積額が2,000万円を超え1億円以下の場合 264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた金額 (6) 損失の補償金の見積額が1億円を超える場合 360,100円		
	377の3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は	特定所有者不明土地の収用又は使用について	裁定を	特定所有者不明土地収用又は使用裁定申	(1) 損失の補償金の見積額が10万円以下の場合 27,000円 (2) 損失の補	裁定申請のとき

改正前	改正後			
	<p><u>第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請</u></p>	<p><u>申請する者</u></p>	<p><u>請手数料</u></p>	<p><u>償金の見積額が10万円を超え100万円以下の場合</u> <u>27,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額</u> <u>(3) 損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合</u> <u>75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金額</u> <u>(4) 損失の補償金の見積額</u></p>

改正前	改正後
	<p>が500万円を <u>超え2,000万 円以下の場合</u> <u>211,600円</u> に損失の補償 金の見積額の 500万円を超 える部分が100 万円に達する ごとに3,500 円を加えた金 額</p> <p>(5) 損失の補 償金の見積額 が2,000万円 を超え1億円 以下の場合 264,100円に 損失の補償金 の見積額の 2,000万円を 超える部分が 400万円に達 するごとに 4,800円を加 えた金額</p> <p>(6) 損失の補</p>

改正前					改正後				
								償金の見積額 が1億円を超 える場合 <u>360,100円</u>	
378 依頼を受 けて行う土質 試験	土質試験 を受けよ うとする 者	土質試 験手数 料	(1) 物理試験 <u>13,460円</u> 以 内で規則で定 める額 (2) 力学試験 <u>66,970円</u> 以 内で規則で定 める額	試験を 依頼す るとき	378 依頼を受 けて行う土質 試験	土質試験 を受けよ うとする 者	土質試 験手数 料	(1) 物理試験 <u>15,000円</u> 以 内で規則で定 める額 (2) 力学試験 <u>73,000円</u> 以 内で規則で定 める額	試験を 依頼す るとき
379 依頼を受 けて行う骨材 試験	骨材試験 を受けよ うとする 者	骨材試 験手数 料	<u>8,840円</u> 以内で 規則で定める額	試験を 依頼す るとき	379 依頼を受 けて行う骨材 試験	骨材試験 を受けよ うとする 者	骨材試 験手数 料	<u>8,900円</u> 以内で 規則で定める額	試験を 依頼す るとき
380 依頼を受 けて行うコン クリート試験	コンクリ ート試験 を受けよ うとする 者	コンク リート 試験手 数料	<u>8,810円</u> 以内で 規則で定める額	試験を 依頼す るとき	380 依頼を受 けて行うコン クリート試験	コンクリ ート試験 を受けよ うとする 者	コンク リート 試験手 数料	<u>7,100円</u> 以内で 規則で定める額	試験を 依頼す るとき
381 依頼を受 けて行う石材 試験	石材試験 を受けよ うとする 者	石材試 験手数 料	<u>5,320円</u> 以内で 規則で定める額	試験を 依頼す るとき	381 依頼を受 けて行う石材 試験	石材試験 を受けよ うとする 者	石材試 験手数 料	<u>7,800円</u> 以内で 規則で定める額	試験を 依頼す るとき

改正前					改正後				
382 依頼を受けて行うアスファルト試験	アスファルト試験を受けようとする者	アスファルト試験手数料	(1) 略 (2) 混合物試験 <u>89,420円</u> 以内で規則で定める額 (3) 再生混合物試験 <u>37,950円</u> 以内で規則で定める額 (4) 混合物配合試験 <u>23,680円</u> 以内で規則で定める額	試験を依頼するとき	382 依頼を受けて行うアスファルト試験	アスファルト試験を受けようとする者	アスファルト試験手数料	(1) 略 (2) 混合物試験 <u>90,000円</u> 以内で規則で定める額 (3) 再生混合物試験 <u>38,000円</u> 以内で規則で定める額 (4) 混合物配合試験 <u>28,000円</u> 以内で規則で定める額	試験を依頼するとき
383 依頼を受けて行う鋼材試験	鋼材試験を受けようとする者	鋼材試験手数料	<u>1,710円</u>	試験を依頼するとき	383 依頼を受けて行う鋼材試験	鋼材試験を受けようとする者	鋼材試験手数料	<u>1,900円</u>	試験を依頼するとき
384～397 略					384～397 略				
398 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録又は	建築士事務所の登録又は更新の登録を申請す	建築士事務所登録又は更新登録申	(1) 一級建築士事務所 <u>15,000円</u> (2) 二級建築士事務所又は	登録申請のとき	398 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録又は	建築士事務所の登録又は更新の登録を申請す	建築士事務所登録又は更新登録申	(1) 一級建築士事務所 <u>17,000円</u> (2) 二級建築士事務所又は	登録申請のとき

改正前					改正後				
同条第3項の規定に基づく建築士事務所の更新の登録の申請に対する審査	る者	請手数 料	木造建築士事務所	<u>10,000</u> 円	同条第3項の規定に基づく建築士事務所の更新の登録の申請に対する審査	る者	請手数 料	木造建築士事務所	<u>12,000</u> 円
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1第111号、第112号及び第252号の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1第398号の改正規定 平成31年4月1日
- (3) 別表第1第377号の次に2号を加える改正規定 平成31年6月1日